

熊本市胃がん検診実施要綱

制定	平成13年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成16年	4月	1日	健康福祉局長決裁
				(略)
	平成28年	2月	19日	健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	3月	28日	健康づくり推進課長決裁
	平成31年	1月	11日	健康福祉局長決裁
	平成31年	2月	28日	健康福祉局長決裁
	平成31年	3月	28日	健康福祉局長決裁
	令和2年	3月	19日	健康福祉局長決裁
	令和3年	1月	14日	健康福祉局長決裁
	令和4年	3月	29日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として実施する胃がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号 厚生労働省健康局長通知。以下「指針」という。）に基づき実施、また胃内視鏡検査については、「指針」に加えて日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」及び熊本市胃がん検診（胃内視鏡検査）実施要領に基づき実施するための必要な事項を定め、胃がんの早期発見により、がんによる死亡を低下させることを目的とする。

(対象者)

第2条 検診の対象者は、熊本市内に住民票を有する当該年度内に偶数年齢に達する50歳以上の者（当該年度内に満50歳に達する者を含む。）とする。ただし、胃部エックス線検査の対象者は、当分の間、40歳以上の者（当該年度内に満40歳に達する者を含む。）とする。

(受診者の検診料)

第3条 受診者から徴収する検診料は、委託単価のおおむね2割相当とし、検診実施機関（契約により検診を委託し実施する機関をいう。以下同じ。）が徴収するものとする。

(検診料の免除)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者に対して検診料の免除をすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 70歳以上の者（当該年度内に満70歳に達する者を含む。）

(証明書等の提示)

第5条 胃がん検診に要する検診料の免除を受けようとするときは、前条第1号に規定する者は、生活保護適用証明書、前条第2号に規定する者は、市県民税（所得・課税）証明書（当該年度に発行できる最新年度分）、前条第3号に規定する者は、年齢を証明できる公的証明書を提示しなければならないものとする。なお、生活保護適用証明書に代えて生活保護緊急時医療依頼証、市県民税（所得・課税）証明書に代えて介護保険料決定通知書（当該年度に発行された最新年度分）の提示も可とする。

(検診の実施)

第6条 検診は、委託により実施するものとする。

(実施方法)

第7条 胃部エックス線検査は、集団検診（場所及び期日を指定して、検診車により巡回して行う検診をいう。以下同じ。）、セット検診（検診機関の施設内において、肺がん、胃がん及び大腸がん検診のうち2つ以上の検診を同日に行う検診をいう。以下同じ。）及び胃内視鏡検査は個別検診（検診実施機関において個別に実施する検診をいう。以下同じ。）により実施するものとする。

(集団検診における区域の指定)

第8条 熊本市（以下「本市」という。）は、集団検診業務が円滑に運営できるよう別表1のとおり区域を指定し、指定した区域ごとに検診実施機関に委託する。ただし、本市に居住する農協の組合員及びその家族を対象とする場合、又は国民健康保険被保険者に対する巡回特定健康診査と同時に実施する胃がん検診においては、区域

指定はしないものとする。

(集団検診における実施計画)

第9条 集団検診実施機関は、地域の対象人口、地理的条件等の諸条件を総合的に勘案し、実施計画書を検診実施月の2か月前までに作成し、本市に提出するものとする。

2 本市は、実施計画書を総合的に検討し、これを決定する。

(検診項目)

第10条 検診項目は、問診及び胃部エックス線検査又は問診及び胃内視鏡検査のいずれかとする。

2 胃部エックス線検査は、原則として間接撮影とし、その方法等については日本消化器がん検診学会による「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011年)」を参考にすること。

また、胃内視鏡検査は原則デジタル撮影とし、その方法等は日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡マニュアル2015年度版」を参考に「熊本市胃がん検診(胃内視鏡検査)実施要領」に基づき実施すること。

3 読影に関しては、胃部エックス線、胃内視鏡検査ともに十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとし、その結果に応じて、過去に撮影した画像と比較読影することが望ましい。

また、胃内視鏡検査については、精度管理を適正に保持するため、熊本市胃がん検診内視鏡検査精度管理委員会において一括して読影を行う。

(結果の通知)

第11条 検診実施機関は、検診結果を速やかに受診者に通知する。なお、精密検査が必要な者(以下「要精検者」という。)に対しては、結果通知書に関係書類(医師宛の精密検査依頼書等)を添えて直接受診者へ送付する。

(結果の報告)

第12条 検診実施機関は、検診結果を受診者名簿及び指定の様式による電子媒体により本市へ報告する。

(精密検査)

第13条 精密検査は、要精検者に対し、原則として熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会が認定した精密検査機関にて受診するよう勧奨する。

2 精密検査を実施した機関は、その検査結果について速やかに検診実施機関へ報告するものとする。ただし、検診実施機関が精密検査機関となっている場合はこの限りでない。

3 精密検査は、保険診療扱いとし、その方法は胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査、胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査等により行うものとする。

(事後管理)

第14条 検診実施機関は、要精検者の精密検査受診状況の有無・受診結果等を要精検者台帳等に記録し、本市へ報告する。

2 本市と検診実施機関は、相互に連携をとり精検未受診者に対する受診指導を行う。

(記録等の整備)

第15条 本市及び検診実施機関は、検診及び精密検査結果等の集計・整理を行う。

2 検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

(事業評価)

第16条 本市は、今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書(平成20年3月厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告。以下「報告書」という。)に規定する胃がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)により、検診の実施状況を把握するものとする。

2 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の胃がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)により胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査の精度管理に努めるものとする。

3 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。

(その他)

第17条 この要綱にない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第8条関係)

指定区域	管轄区域(校区)
A区域	秋津、池田、池上、泉ヶ丘、一新、画図、小島、尾ノ上、春日、川尻、慶徳、健軍、健軍東、壺川、五福、桜木、桜木東、城山、城西、城南、白坪、砂取、高橋、託麻北、託麻西、託麻東、託麻南、田迎、田迎西、田迎南、月出、中島、花園、東町、日吉、日吉東、古町、御幸、山ノ内、力合、力合西、若葉、長嶺、河内、芳野、川上、北部東、西里の各小学校就学区域
B区域	麻生田、出水、出水南、大江、帯山、帯山西、楠、黒髪、向山、清水、城東、城北、白川、碩台、託麻原、高平台、龍田、龍田西、西原、榆木、白山、春竹、本荘、武蔵、弓削、中緑、銭塘、奥古閑、川口の各小学校就学区域
C区域	飽田南、飽田西、飽田東の各小学校就学区域